先物協会ニュース
JCFIAマンスリー

JCFIA
JAPAN COMMODITY FUTURES INDUSTRY ASSOCIATION
発行所 日本商品先物振興協会
〒103-0016
東京都中央区日本橋小網町9-9
☎(03)3664-5731 FAX(03)3664-5733
http://www.jcfia.gr.jp/

知一玄

私の好きな一文字

（平子 玄一 関西商品取引所常務理事）

『退場ルール設定』で見解
信用保持に万全期す
二家当協会長、理事会で表明

05年からの委託手数料完全自由化、04年の商取法改正に向かって主務省、商品先物業界の動きが高まる中、業界の進路についての論議が熱を帯びてきている。こうした中で、先物協会の二家勝明会長は7月10日の理事会で、委託者債権保全制度に関連して、先物協会が「主務省に対し許可の取消を含む退場ルールの設定」を申し入れたことについて、見解を明確に説明した。その全文は以下の通り。

二家会長

1．先物協会は、会員あっての団体でありますことは、十分に承知しております。その会員について、許可の取消を含む退場ルールを明確化すべきという協会長としての発言に異義を唱える会員もおられます。これについて、時間をいただき、若干の説明をさせていただきたいと考えます。

2．現実の世界は、きわめて流動的でありますので、法の運用に当たっては、常に監視を厳しくし、法令違反者に対しては、早い段階から警告を発し、違法の度合いに応じて適切な対応ないしは制裁をしていかなければ、信用保持に万全を期することは困難であります。

予防的見地からの対応必要

特に、商品取引員のデフォルト（経営破綻）等は、委託証拠金等委託者債権の返還が円滑にできれば問題ありませんが、多くは、時間を要して委託者に多大なご迷惑をかけるとともに、共同補償制度を通じて、会員全体に財産的負担を強要するものです。したがって、経営破綻に至る前に、予防医学に倣い、予防的見地から、問題を先送りすることなく、日商協や商品取引所等の自主規制団体や主務大臣から警報を発していただき、制裁と並行して、業態の転換等、企業再生のための指導・監督を行うなどによって、対応していく必要があると思います。

3．こうした考え方が、今回の法改正でどこまで具現化されるかわかりませんが、いずれにしても、再生不能に至った重症取引員（重大な法令違反等を犯さざるを得ない商品取引員）については、早期の退場を求めることが、市場の信頼性の確保はもとより、許可業種である商品取引員の信用保持のためには不可欠であることは、協会員の皆様も異論のないところと思います。

4．取引員許可の取消への協会としてのメッセージは、本年3月の理事会において報告された信頼性特別委員会の「信頼性確保に向けた取組課題」についての意見とりまとめにありましたように、「経営者主導の改善が期待できない社について厳格な措置を講ずること」という中で会員の方に発信したところです。要約しますと、

① 経営者主導による改善を期待できない社に対しては、一義的には、商品取引員の許可・監督権限を有する農林水産大臣・経済産業大臣が許可の取消を含め迅速かつ厳格に対処すべきこと。

② 自主規制機関である日商協は、会員の行う経営者主導の改善効果を支援する自主規制措置を講ずるべきこと、委託者資金の返還遅延の発生のままに当該取引員の営業活動が続けられるような事態に立ち至った場合には、早期の撤退が求められるべきこと。

以上の内容で、3月の会員懇談会においても、会員代表者の方々にご報告申し上げています。

最大の防御は自浄作用

5．協会長という公的な立場で意見を求められる機会が多くなりますが、商品先物業界として一律の規制を受けないための最大の防御は、業界の自助努力によって自浄作用が働くようにすることであると考えております。

委託者債権保全制度について、当面は、現行制度の強化で対応すべきとの主張をする場合には、協会としての覚悟を求められます。

許可の取消を求めたり、早期撤退を求めたりすることについて、先物協会は自主規制機関でもないのに、というご意見があるかもしれませんが、取引員に対する信用確保の立場で発言するのは日商協や他団体等もありますが、先物協会自らが取り組んでいかねばならないところと思っておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

初の全面、カラー
―先物協会 新聞広告―

先物協会は、読売新聞広告局の特別企画により7月16日付の読売新聞関東地区版の提携広告で初の全面、初のカラー広告を実施した。

読者の「なぜ」に答えるQ&A特集として、価格変動リスク、資金運用手段、分散投資、情報開示、新税制などについて解説している。

下段の広告では、「負けるな」のキャッチコピーを打ち出し、いままでの常識では資金運用が難しい時代になったが、その中で成長を続ける商品先物取引を資金の積極運用の選択肢に加えるよう訴求している。

当協会は全面・カラー部分を一万部印刷し、会員に配付した。

FUTURES PLAZA

日進貿易
総務部 企画課長　桂井 博己

商品先物産業？信用情報産業？

新入社員に逞しさと厳しさが現れはじめる、この時期になると決まって「当社の主要事業は何になるのですか？」と質問されます。現代の契約社会に於いて社会人1年生が自分の名前で様々な申し込みをする際に、お勤め先の主要な事業内容を下記から選択して下さいと明記されているからのようです。

「90年代の通産政策ビジョン―地球時代の人間的価値の創造」の中で、当時の通商産業省（現在の経済産業省）が、商品先物産業についてクレジット業やリース業、商品ファンド業等とともに信用情報産業という用語を使用しましたが、残念ながら社会的な認識は低く、申込用紙の選択肢に信用情報産業の項目も無く、クレジット業やリース業はあっても、商品先物産業の名称は全くありません。

私も仕事に於いて、経産省や総務省等からの様々な調査票の作成依頼に際し、貴社の主要事業を売上高の多い順番で選択して下さいとの設問に対し、殆どが、商品先物産業の分類は無く、相手方に問い合わせると、売上構成比の高い事業か、その他産業に分類して下さいと指示されます。それというのも当社は以前より石油製品の販売を行っており、売上高は圧倒的に多く、ならば、石油製品販売業が主要事業なのかというと、従業員数は商品先物産業に従事する者が多く、悩むところです。

さらに2005年の手数料完全自由化に向かって、各商品取引員は委託手数料以外の収入源の確保に為替証拠金取引や証券業等の兼業業務化を推し進めており、もし、仮に兼業業務の方が規模が大きくなった場合、商品先物産業の名称が益々使われなくなってしまうことが考えられます。

1999年、商品取引所法が改正され他業界との垣根が低くなった今、商品先物産業という狭義の特定名称ではなく、信用情報産業の一形態として広義に分類定義する必要があるのではないでしょうか。その為には、本当の意味での信用情報産業として我々が業界をとらえる必要がある時期に来たのではないかと考えます。

プロフィール

1961年　宮崎県生まれ
1985年　北海学園大学法学部法律学科卒
1985年　北辰商品（株）入社
1988年　日進貿易（株）入社
1990年　（株）アーガス入社
1992年　日進貿易（株）入社

大阪でも「なっとくセミナー」

大阪でも盛況、なっとくセミナー

先物協会は7月5日、大阪・毎日新聞オーバルホールで、「商品先物なっとくセミナー」を開催した。6月7日に東京商工会議所・国際会議場で開いたセミナーの第2弾で、雨の中、およそ100名が参加。東京と同じく、「半歩先行くオトナの投資術」（山崎元UFJ総合研究所主任研究員）、「商品先物取引新税制の仕組み」（原一郎税理士）の話に耳を傾けていた。

（7面にアンケート結果掲載）

先物春秋

東穀取50年史が刊行の運びとなったのはご同慶にたえない。別冊として「東京米穀取引所史」が添付されている。それによると、明治9年から統制経済化で閉鎖となる昭和14年に至る63年間で、売買高が最も多かったのは、大正6年の9、936万石である▼おりからの欧州大戦景気に加え、時の寺内内閣がシベリア出兵のため大量の米買い付けに動いたからたまらない。1石17円から28円台に暴騰する。諸物価も高騰するに及んで、政府は急拠、「暴利取締令」を公布するが、米価の高騰には歯止めをかけることはできない。政府はついに強権を発動、蛎殻町屈指の硬骨漢増貫こと増田貫一以下買い方仲買12名を処分、強制解合を命じる▼が、増貫は「自分の信念で買った米だから売らん」と頑張って懲役2月に処せられた。翌大正7年は歴史に名高い「米騒動」の年、「米穀取引所は暴徒の標的にされ、大群衆が押し寄せてきたが、警察ばかりでなく、軍の出動もあって、鎧橋の袂ですんでのところで、食い止めた」という。米騒動を分水嶺とし米穀市場は衰退期に入る▼大正10年には米穀法が制定され、統制色を強め、昭和14年9月、米の先物取引の火は一斉に吹き消される。そして、半世紀余りの時は流れ、米の先物市場復活の兆しが強まってきた。かつて先物市場の火を消すなと声高に訴えた先達たちは「やっぱり、必要なものは必要なんだ」とこぶしを握って地下から応援してくれていることだろう。（泉）